



## 4月からスタート

# 後期高齢者医療制度

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります。新制度が始まると、後期高齢者（75歳以上の皆さん）は現在加入している国保や社保などから、後期高齢者だけの独立保健に入るようになります。現行制度との大きな違いは、家族に扶養されている人を含め、すべての後期高齢者が保険料を支払い、大多数が「年金天引き」となることです。わたしたちに欠かせない医療制度が大きく変わります。

### 増大する医療費を 安定的に賄う制度

今や国全体の老人医療費は11・1兆円（平成18年度推計）で、国民医療費の約3分の1を占める現状です。その額は高齢化の進展に伴い、今後も増大する見通しとなっています。こうした中、後期高齢者といわれる75歳以上のお年寄りの皆さんが、将来にわたり安心して医療を受けられ、増大する医療費を安定的に賄うため、持続可能な新しい制度を作ることが課題となっていました。そこで創設されたのが、今年4月からスタートする「後期高齢者医療制度」です。今月号では新制度の主な内容をお知らせします。

### ポイント1 村での対象者は 75歳以上の500人

高齢化率は65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合をいいます。国連は、高齢化率が7%を超えた集団を「高齢化社会」とし、14%を超えると「高齢社会」としています。平成19年12月末の村の総人口は3236人、これに対して65歳以上のお年寄りは965人で村の高齢化率は29・8%となります。高齢化率は10年前と比較すると9・7%もアップしています。高齢化が進む村ですが、4月から始まる後期高齢者医療制度の対象となる75歳以上の人（一定の傷害のある人は65歳以上）は、約500人と試算されています。新制度導入を受け村では、1月1日に後期高齢者医療制度の内容が掲載されたパンフレットを全戸に配布しました。

### ポイント2 個人の負担額は 変更ありません

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県単位とされ、県内ではすべての市町村が加入する「岩手県後期高齢者医療広域連合」が行います。これまで自営業の人は国民健康保険、会社員は社会保険というように異なる医療保険に加入して「老人保健」で医療を受けていましたが、4月からは後期高齢者医療制度に一本化されます。

その場合、対象者の皆さん1人に1枚、新しい保険証が交付されます。村では3月中に皆さんのお手元に届くように予定しています。新しい保険証は4月1日から使用でき、これまで通り医療を受け、医療費の負担も1割負担となります。ただし、課税所得145万円以上、かつ、後期高齢者複数世帯520万円以上、後期高齢者単身世帯383万円以上の人は3割負担となります。給付のサービス面でも、病気やけがで医療機関を利用したときは、これまでの老人保健と同様の給付が受けられます。また被保険者が死亡したときは、葬祭費3万円が支給されます。

### ポイント3 新たな保険料は 年金から天引き

新しく始まる後期高齢者医療制度では、医療の給付などに必要な費用の総額から、国・県・市町村の負担、現役世代からの支援などの収入の総額を差し引いて、足りない分を保険料で賄います。その保険料は75歳以上の皆さん一人ひとりに支払いが義務づけられ、原則、年金からの天引きとなります。1人当たりの保険料額は、皆さんに等しく負担していただく「被保険者均等割額」とその人の所得に応じて負担していただく「所得割額」と

の合計額です。1人当たりの保険料の例は下表をご覧ください。所得の低い人や新たに負担が発生する被用者保険の被扶養者であった人については、被保険者均等割額が軽減されます。また、保険料は所得がどんなに高い方でも年額50万円が上限となります。保険料は年金額が年額18万円未満の人、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超える人は、年金からの天引きはしません。納付書や口座振替などにより村に個別に納付することになります。なお、特別な理由もなく保険料を滞納した場合は、有効期間の短い保

### お気軽に ご相談ください



野崎貞信保健福祉課長

4月から始まる後期高齢者医療制度は、この少子高齢時代、将来の子どもたちに負担をかけないこと、安心して医療機関に皆さんが通えるようにと作られた制度です。今は準備段階で、実際に運営してみると、いろいろ分からないことが出てくると思います。これから皆さんのご理解・ご協力をお願いします。この制度の内容について、お気軽にご相談いただければと思います。

●問い合わせ●  
村保健福祉課  
(☎35-2114)  
岩手県後期高齢者医療広域連合事務局  
(☎019-606-7500)

### ■後期高齢者医療制度保険料の例

	被保険者均等割額	所得割額	
県の平均額	35,800円	22,633円	=58,433円/年 ※所得割額は被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等×所得割率(6.62%)
基礎年金受給者	10,740円+	なし	=10,740円/年 (基礎年金79万)
厚生年金の平均的な年金受給者	35,800円+	36,410円	=72,210円/年 (厚生年金208万)
被用者の子どもと同居する者	35,800円+	なし	=35,800円/年 (子 平均年収390万、親 基礎年金79万)

※平成20年4月から9月までは被保険者均等割額の徴収を凍結、10月から21年3月までは9割軽減。



以上簡単に説明しましたが、これからさらに高齢社会は進むといわ

れています。支え合いの社会の中で若い現役世代より、お年寄りの数が増え、医療費が増え、新制度では保険料の値上がりも考えられます。保険料の値上りを抑えるためにも、まずは、皆さん一人ひとりが健康であることに心掛け、医療費を節約することが大切です。



全世帯に配布された後期高齢者医療制度のパンフレット